

退職にあたって～ご挨拶～

本研究科教授 吉田光碩

この3月で定年退職を迎えることとなった。振り返ってみると、大学教員としては、かなり異色の経験をたどってきた。三和銀行（現在は「三菱東京UFJ銀行」となっている）の在籍期間は約30年だった。その約半分は営業店勤務であり、法律学とは直接の関係はない。しかし、業務の原則（当時「事務提要」とか「事務の手引き」という分厚い冊子がある、常にそこに書かれてあることを業務の基本とするように教え込まれた）は、やはり民商法の考え方が基礎になっていた。その意味では銀行員時代に体験したさまざまなことは、法的思考の肥やしになっていたように思う。

ところで、法科大学院の授業は、私にとって、試行錯誤の繰り返しであった。私が学生諸君に教えることより、諸君に教えられることのほうが多いかったというのが正直な印象である。その意味で6年という短い在籍期間であったが、大阪大学での教員生活は、これまでの社会人生活の数倍も得るところが多く、幸せな体験をさせていただいた。

退職するに当たってなにか皆さんに伝えるとすれば、それは常に新鮮な目を持って社会を観察し、そこから貪欲に「何か」を掴み取って、自己の人間形成に役立てていただきたいということである。そのことは、法曹人になっても、常に心の中で意識してほしい。

1945年5月30日生まれ。

1968年京都大学法学部卒業、三和銀行入社。

株式会社三和総合研究所設立と同時に出向（主任研究員）。

近畿大学法学部教授を経て2003年大阪大学大学院法学研究科教授。

2004年同大学院高等司法研究科教授。

在職中は民法、金融法を担当。



研究科・運営委員会の動き

前号で昨年12月中旬までの動きをお知らせしましたが、その後の主な動きとして以下の3つの点を紹介します。

- 第1に、2010年度実施に向けて、研究科の教育の質の向上のための改善策の具体化に取り組んでいます。
- 第2に、前号でお知らせした法科大学院認証評価について、1月26日付で大学評価・学位授与機構から「すべての基準に適合」との評価結果（案）の通知を受けました。
- 第3に、法科大学院設置計画履行状況調査について、1月28日付で文部科学省から「特段の留意事項なし」の結果の通知を受けました。

[1月のニュース]

- 1月7日（水） 平成21年度本研究科入学手続き書類の受付を実施（同9日（金）まで）
- 1月14日（水） 本研究科・法学研究科附属法政実務連携センター主催公開講義「著作権法を巡る最近の動向—今後の著作権法改正の展望について—」開催
- 1月15日（木） 平成21年度より9月修了を新たに導入することを決定
- 1月27日（火） 研究科長主催講演会「ブラジルにおける法曹教育について—日本との比較において—」開催

[2月のニュース]

- 2月3日（火） 教務委員会主催「教育説明会」開催
吉田教授最終講義「金融危機と債権流動化・証券化」開催
- 2月4日（水） 第2学期末試験・研究科アンケート実施（同17日（火）まで）
- 2月14日（土） 研究科長 パリ第2大学と学術交流協定校のトゥールーズ第1大学を訪問（同22日（日）まで）
- 2月17日（火） ALECセンター企画 法律事務所訪問＆講演（堂島法律事務所）開催
- 2月18日（水） ALECセンター企画講演会「破産管財業務入門」開催
- 2月19日（木） ALECセンター主催連続講演会 スーパーロイヤリング
「インハウス・ロイヤーの光と影—今、インハウス・ロイヤーに求められるもの—」開催
- 2月20日（金） ALECセンター企画講演会「民事再生法入門」開催
- 2月23日（月） ALECセンター企画事務所訪問第2弾（苗村法律事務所）実施
- 2月26日（木） 法律事務所エクスター・シップ実施（3月27日（金）まで）
「法科大学院認証評価」と「高等司法研究科の将来ビジョン」をテーマとして
本研究科アドバイザリーボード委員会開催

[3月のニュース]

- 3月19日（木） ALECセンター企画講演会「日中民事訴訟法についての比較」開催
- 3月24日（火） 学位記授与式・第3年次学生の成績優秀者表彰式挙行

お問い合わせ

大阪大学大学院高等司法研究科
〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-6

TEL:06-6850-6948

HPアドレス <http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/>

発行者

大阪大学大学院高等司法研究科
発行:2009年3月



研究科長からのメッセージ

高等司法研究科長

松川正毅

高等司法研究科のニュースレター第2号をお届けします。

平成20年度には、いろいろなことがありました。その中でも、高等司法研究科は、平成20年度実施の法科大学院認証評価で、評価基準に適合するとの評価（案）を、大学評価・学位授与機構から得ました。このことは、第一にお伝えすべきニュースだと思います。

法科大学院には、評価基準が明確に定められており、そのすべての項目にわたって、適合の評価を得ない限り、「不適合」と判定されます。各基準はもとより基本的な事柄ではありますが、法科大学院の運営上、実現するのは、必ずしも容易ではありません。これで、ようやく法科大学院が完成したといつてもよいと思います。ひとえに、皆様方のご理解、ご支援そしてご鞭撻のおかげであると、心からお礼申し上げます。引き続き、気を引き締め、教育の質をより一層高め、よりよい法科大学院の実現に向けて、歩んで行きたいと思っています。今後とも、高等司法研究科をよろしくお願い申し上げます。

法科大学院を取り巻く、社会の状況は、確実に変化しています。司法制度改革の重要な課題の一つとして、法科大学院教育がスタートしました。

その後、社会の要請や、法曹界の現状、また最近では経済状況の急激な変動の影響を受けて、教育の内容に関しては当然のことながら、法科大学院のありかたそれ自体にも問題が波及しています。法科大学院をとりまく状況は、ますます厳しさを増しているのが現状です。

このような変動の時代にあっても、大学教育である以上は、教員の研究に支えられていること、そしてその重要性を強調しなければならないと思っています。教員一同が、研究分野において、第一線で活躍していくことがすべての大学での活動の原動力になります。今後のことにも、より配慮していかたいと思っています。



平成21年度本研究科入試について

アドミッション委員会委員長 鈴木秀美

平成21年度入学者選抜の結果、高等司法研究科は2009年4月に100人の新入生を迎えることになりました。法学既修者コース入学者は34人です。

特別選抜（社会人又は他学部卒業者のための入試）の募集人員30人程度に対する志願者は134人でした。特別選抜は9月17日に実施しました。特別選抜の配点は、適性試験50点、大学成績10点、志望理由書10点、面接30点、計100点です。志願者が募集人員の5倍程度を超える場合は、書類選考により第1次選抜を行う予定でしたが、志願者数がこの枠内であったため第1次選抜は行わず、志願者全員を面接しました。今年度は面接方法を個別面接から、3人程度によるグループ面接に変更しました。

グループ毎の面接時間は25分程度でした。32人の最終合格者の中には、社会人や他学部卒業者だけでなく、高等司法研究科としては初めての外国人留学生も含まれており、多様な知識・経験を有する学生を確保するという特別選抜の目的は達成されたといえます。

一般選抜の募集定員は70人程度です。一般選抜は11月15日と16日に実施しました。一般選抜法学未修者コースの配点は、適性試験40点、大学成績20点、志望理由書10点、小論文30点、計100点です。法学既修者コースの場合、これに法律科目400点が加算されます。その内訳は、憲法50点、行政法50点、商法50点、民事訴訟法50点、民法100点、刑法50点、刑事訴訟法50点です。

法学既修者コース募集人員40人程度に対する志願者数は401人でした。書類選考による第1次選

抜により270人を選抜した後、第2次選抜を行い、最終的に105人を合格としました。これに対し、法学未修者コース募集人員30人程度に対する志願者数は241人でした。書類選考による第1次選抜により167人を選抜した後、第2次選抜を行い、最終的に94人を合格としました。

なお、入学手続において、法学既修者コースの入学手続者が34人と募集人員を下回った結果、全体でも100人の募集人員を確保できなかったため、数人に追加合格を認め、入学手続者は100人となりました。

高等司法研究科の入学者選抜試験は、合格者の適性試験の成績が良いという特徴があり、平成19年度入試と平成20年度入試の合格者の場合、適性試験の最低点が、特別選抜と一般選抜（法学既修・未修）のどのグループでも70点を超えていました。

ところが、平成21年度入試の場合、どのグループでも適性試験の成績の最低点は70点を下回っており、特に特別選抜と一般選抜（法学既修）では最低点が60点を下回りました。ただし、合格者全体の適性試験の平均点は77.23点となっており、合格者の適性試験の成績が良いという特徴はなお維持されているといえます。

新司法試験の合格者数が法科大学院設立当初にいわれていたほどには増加しておらず、法科大学院を取り巻く状況は厳しいものがあります。それを反映して、平成21年度入試では、特別選抜の志願者数が減少したほか、合格者に含まれる社会人や他学部出身者も減少しました。

INDEX

研究科長からのメッセージ

平成21年度本研究科入試について ... P1

教員から学生へ 一 学びの往復書簡 2- ... P2

本研究科修了生が「季刊刑事弁護新人賞」を受賞 ... P3

退職にあたって～ご挨拶～ ... P4

研究科・運営委員会の動き ... P4

本研究科修了生が「季刊刑事弁護新人賞」を受賞

高等司法研究科第1期修了生の佐藤力さんが第6回季刊刑事弁護新人賞を受賞されました。

この賞は、刑事弁護に取り組む熱意ある新人弁護士を応援する趣旨で設けられたもので、佐藤さんは第6回の応募者18人の中から最優秀賞に選ばれました。法科大学院で学んだ弁護技術を実践に生かし、献身的な活動で成果を挙げたことが評価されての受賞です。受賞の対象となった刑事弁護活動レポートが季刊刑事弁護57号に掲載されていますので、そちらもご覧下さい。

教員から学生へ 学びの往復書簡 2

本研究科特任教授 南川博茂

ローマは三度世界を制覇した。一度は軍事力で、二度目はキリスト教の布教で、そして、最後はローマ法を普及せしめて。これが進歩と言うものか。腕っぷしよりは宗教的信条、宗教的信条よりは理性。

金融資本主義、新自由主義なるものが、グローバリズム、アメリカンスタンダードという言葉と共に、今世紀初頭世界を席巻していた風。英米両国に限らず、優秀な頭脳は、我が国においても、これらの世界に引き寄せられていた様子。見事にアメリカの金融資本主義は馬脚を顕わし、負債の肥大を恐れずにただただ消費に邁進することこそがアメリカの基幹産業という時代は漸く過ぎた模様。

我が国の過去のバブルにも、今日のアメリカ発の危機にも、とんと関わりを持つ機会を得なかつた私としては、只今嘯くものは「不況の効用」。脚下照顧、照顧脚下。

実務家になって、30年有余。借地借家法に賃料の増減についての協議が調わないときは・・・との規定があつても、最初の20年間は、賃料増額というケースしか経験せず、法律の定める減額・・・とは凡そ無縁であり、また、遅延損害金が民法5分、商法6分と定めているのも、インフレが基調であった時代においては、何と非現実的な規定か、と思いつつ仕事を続けて今日。法律というものは、十分に熟慮し、世の変化にも思いを致しつつ定められるべきものであることを痛感。

時代の変化に全く対応し得ないような立法・法解釈も問題ながら、只管善意の固まりのような法律も社会の状況が変化すれば悪法の誇りを受けることも往々。実務家は、変化に呻吟する社会の現実と法の目指すところに身を挺し、汗を流し、時には、血涙を見るという存在。最大の報酬は、依頼者からの感謝の言葉だけといふことも珍しくはない存在。と信じつつも、法曹の大増員の圧力の前に、後進の諸君にどのような職業像・職業人としての夢を提示出来るかに思い至すときは、近頃は忸怩たる思いに捉われることも頻り。

志はあくまでも高く、日々の務め・努力は地を這いつつ低くも堅実に。このような矜持を求めるも、それが現実を無視したものとなってはいないか、大いに危ぶまれる。

それでも、日々精進せよ、初心を忘れるな、最高に努力は報いられるものだ、と信じつつも、凡そ諸君らの全員の前に・・・とは言い得ない現実、到底。ヒトには向き不向きがあることも事実。韋編三絶に堪えないものは、転進するべき。理解に時間が掛かっても、それなりに手応えを感じ得るものは、なお努めよ。

このような私の面白くもない文章にも何か汲むべきものがあると思えるか否か。ヒトが努力し、生きるということは、所詮自分の鏡影に向かって、我が眼を瞠ったり、瞑ったりしているようなものかも知れない。

佐藤さんからのメッセージ

後輩のみなさまへ

私は、阪大時代、刑事系の成績が悪かったため、法曹になった後で刑事事件に携わることも、ましてや刑事弁護で高い評価をして頂けることも、全く想像していませんでした。でも、授業で実務家の先生方に教えていただいたことをそのまま実践しただけで賞をいただくことができたのです。これは阪大の教育レベルの高さと、法曹の世界の奥深さを証明しています。

みなさまにとって最重要の目標は司法試験でしょう。しかし、試験だけが全てと考えるのではなく、目標があまりに低すぎます。法曹の世界はみなさんが想像している以上に魅力的であり、その魅力に近づくために必要なことは、表面的なイメージだけにとらわれず、様々な分野にチャレンジする精神と、たゆまぬ努力であると思います。このチャレンジ精神と努力を忘ることなく、意義のある学生生活を送ってください。間違っても、「この授業の内容は司法試験に役立ちますか」というようなレベルの低い質問をする学生にはならないで欲しいものです。

